

28 林頼三郎学長就任の認可(昭和十三年四月)

(欄外注記1)

案起 昭和十三年四月五日
主任 (大谷印)

案起 昭和十三年四月十四日
主任 (阿部印)(古賀印)

(欄外注記2)

学務部長 (関口印)

学務部長

学務課長 (久尾印)

学務課長 (久尾印)(大谷印)

進 達

下 付

学長変更ノ件
中央大学

同上ニ対スル指令
昭和十三年四月十二日

右第三式經由印ヲ捺シ文部省
へ進達可然哉

右第四式經由印ヲ捺シ
上記学校へ送付可然哉

(欄外注記3)

東專二一六号

中央大学

昭和十三年四月一日附申請林頼三郎ヲ学長ト定ムルノ件認可ス

昭和十三年四月十二日

文部大臣侯爵 木戸幸一

東專二一六号

中央大学専門部設立者

中央大学

昭和十三年四月一日附申請林頼三郎ヲ専門部代表者ト定ムルノ

件認可ス

昭和十三年四月十二日

文部大臣侯爵 木戸幸一

進 達 願

(欄外注記4)

本大学学長及専門部代表変更認可申請書別紙主務省ニ御進達相
成度候也

昭和十三年四月一日

東京市神田区駿河台三丁目九番地

中央大学理事 山田三郎(印)

東京府知事館 哲二殿

学長変更認可申請書

(欄外注記5)

昭和十三年四月一日原嘉道学長ヲ辞任致候ニ付テハ林頼三郎ヲ
学長ニ就任致サセ度候条御認可被成下度履歴書相添へ此段及申
請候也

昭和十三年四月一日

東京市神田区駿河台三丁目九番地

中央大学理事 山田三郎(印)

文部大臣侯爵 木戸幸一殿

専門部代表変更認可申請書

(欄外注記6)

昭和十三年四月一日原嘉道専門部代表ヲ辞任致候ニ付テハ林頼
三郎ヲ専門部代表ニ就任致サセ度候条御認可被成下度履歴書相

添へ此段及申請候也

昭和十三年四月一日

東京市神田区駿河台三丁目九番地

中央大学理事 山田三郎

文部大臣侯爵 木戸幸一殿

履 歴 書

本籍地 埼玉県熊谷市鎌倉町三三三番地

現住所 東京市牛込区南町一三番地

正三位勲一等 林 頼三郎

明治十年九月六日生

一、明治二十九年七月 東京法学院卒業

一、大正 九 年五月 法学博士ノ学位ヲ受ク

一、大正 十三年一月 任司法次官

一、昭和 七 年五月 検事総長ニ親任セラル

一、昭和 十 年五月 大審院長ニ親任セラル

一、昭和 十一年三月 司法大臣ニ親任セラル

一、昭和 十二年一月 依願被免官、貴族院議員ニ勅選

右之通相違無之候也

昭和十三年四月一日

右

林 頼三郎

(欄外注記1)

「收受寅学第三一六五号」「判決四月六日」「施行四月六日」

(欄外注記2)

「判決四月十四日」「施行四月十五日」

(欄外注記3)

「大学記入済」「専門学校記入済」「完結」

(欄外注記4)

「東京府收受・昭和十三年四月一日・寅学第三一六五号」

(欄外注記5)

「東京府收受・昭和十三年四月一日」

(欄外注記6)

「東京府收受・昭和十三年四月一日」

〔昭和十三年 学務課 私立学校職員 冊の五十 321 A 17〕